

# 新潟薬科大学応用生命科学部GPA制度 及びCAP制に関する取扱要項

(趣旨)

1 この要項は、新潟薬科大学応用生命科学部応用生命科学科授業科目履修規程（以下「応用生命科学科履修規程」という。）第3条の2及び第6条第3項の規定並びに新潟薬科大学応用生命科学部生命産業ビジネス学科授業科目履修規程（以下「生命産業ビジネス学科履修規程」という。）第3条の2及び第6条第3項に基づき、グレード・ポイント・アベレージ（成績平均値をいう。以下「GPA」という。）制度及び履修登録単位数の上限設定（以下「CAP制」という。）の運用に必要な事項について定める。

(目的)

2 GPA制度は、透明性の高い成績管理と履修指導、学生の責任のある履修行為の促進、学習意欲の向上を目的とするもので、次に掲げる方法で運用する。

- (1) 別表第1の評価に基づき、グレード・ポイント（以下「GP」という。）を付す。
- (2) GPAの算出方法は、履修した授業科目の単位数にGPを乗じ、その合計を履修単位数の合計で除して算出する。

GPAの算出方法

$$\frac{\text{秀の修得単位数} \times 4.0 + \text{優の修得単位数} \times 3.0 + \text{良の修得単位数} \times 2.0 + \text{可の修得単位数} \times 1.0}{\text{総履修登録単位数}}$$

総履修登録単位数

- (3) GPAは小数第2位を四捨五入し、小数第1位までの数値とする。
- (4) 不合格科目（D評価）を再履修した場合、再履修後の評価をGPA算定の基礎とする。

(対象授業科目)

3 GPAの対象科目は、当該年度において履修登録したすべての授業科目とする。ただし、次に掲げる科目は、当該年度のGPAの対象科目から除くものとする。

- (1) 履修登録取消期間に、学生から別に定める履修取消申請書により申請があった科目
- (2) 履修取消期間を経過した後、休学、病気欠席等のやむを得ない事由で、学生から履修取消申請書により申請があった科目で、応用生命科学部教務委員会が許可した科目

- (3) GPAの対象科目から除かれた科目は事務部教務課が当該授業科目の担当教員へ通知するものとする。

(学修指導)

4 応用生命科学部長はGPAによる成績分布状況を把握するとともに、必要に応じて学生に対し学修指導を行う。

(退学勧告)

5 2年連続で年間GPAが1.0以下、かつ応用生命科学部長が学修指導を実施後、改善が認められない場合は、学長は当該学生に退学を勧告することができる。

(CAP制)

6 CAP制は、単位制度を実質化し、学修すべき授業科目を精選することで十分な学修時間を確保し、授業内容を深く真に身につけることを目的とするもので、次に掲げる方法で運用する。

- (1) 令和2年度以降の入学生は各年度の履修登録単位数の上限を49単位とする。平成31年度までの入学生は各年度の履修登録単位数の上限を応用生命科学科は49単位、生命産業創造学科は48単位とする。ただし、当該年度の直前年度GPAに基づき、次の単位数を上限とする。

○令和2年度以降の入学生

直前の年のGPAが3.0以上の者 49単位

直前の年のGPAが1.5以上3.0未満の者 48単位

直前の年のGPAが1.5未満の者 47単位

○平成31年度までの入学生

(応用生命科学科)

直前の年のGPAが3.0以上の者 59単位

直前の年のGPAが2.5以上3.0未満の者 57単位

直前の年のGPAが1.5以上2.5未満の者 53単位

直前の年のGPAが1.5未満の者 49単位

(生命産業創造学科)

直前の年のGPAが3.0以上の者 58単位

直前の年のGPAが2.5以上3.0未満の者 56単位

直前の年のGPAが1.5以上2.5未満の者 52単位

直前の年のGPAが1.5未満の者 48単位

- (2) 休学、病気欠席等のやむを得ない事由により、直前年度の授業科目を履修できなかった者の履修登録単位数の上限は、(1)の規定にかかわらず、令和2年度以降の入学生は49単位、平成31年度までの入学生は、応用生命科学科は49単位、生命産業創造学科は48単位とする。

- (3) 令和2年度以降の入学生で、届け出により学部が適当と認めた場合は、アドバイザー教員の

指導のもと、履修登録単位数の上限を、(1)の規定にかかわらず、49単位とすることができる。

(CAP制から除外する科目)

7 CAP制には、次に掲げる授業科目は含まないものとする。

○令和2年度以降の入学生

- (1) 3の(1)、(2)により履修登録を取り消した科目
- (2) 夏期集中講義科目

○平成31年度までの入学生

- (1) 3の(1)、(2)により履修登録を取り消した科目
  - (2) 夏期集中講義科目
  - (3) 卒業要件単位数に算入しない自由科目
  - (4) 卒業研究
- (その他)

8 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(改廃)

9 この要項の改廃は、応用生命科学部教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和元年9月13日から施行する。

附 則

この要項は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和5年4月1日から施行する。

### 別表第1

区分	評価	評点	GP	評価基準
合格	S (秀)	90点以上	4.0	授業科目の到達目標を十分達成し、特に優れている
	A (優)	80点以上 90点未満	3.0	授業科目の到達目標を十分達成し、優れている
	B (良)	70点以上 80点未満	2.0	授業科目の到達目標を達成している
	C (可)	60点以上 70点未満	1.0	授業科目の到達目標を最低限達成している
不合格	D (不可)	60点未満	0.0	授業科目の到達目標を達成していない
	X (追欠)	欠		天災、疾病などやむを得ない事情により定期試験欠席
	Y (再欠)			定期試験を欠席
Z (否)	否	出席回数不足により定期試験受験資格なし		
認定	E (認)	単位認定科目	GP対象外	転学部などにより他学部等で修得した科目を本学部の単位として認定